



川崎南支部だより

第504号 (平成28年9月発行)

発行者
(公社)神奈川労務安全衛生協会
川崎南支部
川崎区榎町5-13小林ビル101
電話 044-221-9082
FAX 044-221-9083
E-Mail kawaminami@roaneikyo.or.jp
編集 広報委員会

労働衛生週間を迎えて

川崎南労働基準監督署長

松島 玲子



神奈川労務安全衛生協会川崎南支部及び会員の皆様方におかれましては日頃より労働基準行政に御理解御協力賜り厚く御礼申し上げます。

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で67回を迎え、この間、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者の健康を巡る状況を見ると、平成27年度の脳・心臓疾患の労災支給決定件数が全国では251人、神奈川県では19人、精神障害の労災支給決定件数が全国では472人、神奈川県では38人となっており、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が全国で約2200人いること、過労死等が多

発していることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策、長時間労働抑制対策が重要な課題となっています。

また、職業性疾病の被災者は長期的に減少しているものの平成27年休業4日以上死傷者数のうち神奈川県では腰痛が約73.3%を占めており、保健衛生業、商業・金融広告業、運輸交通業で腰痛が多発しており、これら3業種で全体の約64.1%を占めています。

また、全国的にみると、化学物質による疾病は溶剤、薬品等による薬傷・やけどが多く、特定化学物質障害予防規則等の対象となっていない化学物質を原因とするがんなどの遅発性の疾病による労災事案の発生等新たな問題も生じています。

このような状況の中で、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策の一層の充実、②

表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、職業性疾病の発生を未然防止するための取り組みを充実させたところであり、その確実な履行が必要となっています。

さらに、神奈川県下での一般健康診断の有所見率は、平成27年53.52%と半数以上の労働者に所見があり、健康診断項目別では血中脂質検査、血圧の有所見率が高い率を示しています。

このような背景を踏まえ、今年度は

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、各事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生活動の一層の推進を図ることを念願します。

平成28年度全国労働衛生週間川崎南地区推進大会 川南労基署関係団体連絡会

今年も全国一斉に9月1日から9月30日までを準備期間とし、10月1日から7日までを本週間とする「第67回 全国労働衛生週間」が展開されます。これに合わせ、去る9月6日に川崎市立労働会館において、全国労働衛生週間川崎南地区推進大会が、川崎南労働基準監督署松島署長、川南労基署関係団体連絡会各代表出席のもと、関係各社より多数の参加を得て盛大

に開催されました。

推進大会では、下村支部長、松島署長、川崎市経済労働局労働雇用部増田部長の挨拶に始まり、川崎南労働基準監督署の山崎安全衛生課長による「全国労働衛生週間実施要綱の説明」、「平成27年神奈川県下における業務上疾病」等の説明がありました。その後、峯労働衛生部会長から力強い「大会宣言」がなされました。

本年のスローガンの「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」を合言葉に、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め過労死、職業性疾病の防止を図るため、皆様の尚一層のご協力をお願いする次第です。続いて「川崎南地域産業保健センター」の紹介が波多腰コーディネーターより、川崎市からは「事業所が取り組む健康づくりと相

談支援機関」が健康増進課の鮫島担当係長より、「自殺予防とこころの健康づくりについて」が精神保健福祉センターの南里企画調整係長よりありました。最後に神奈川県労働局が転倒災害予防のために作成した「ころばNICEかながわ体操」を上映し、監督署の山崎課長のリードにより参加された皆さんと体操を行い、第一部が終わりました。

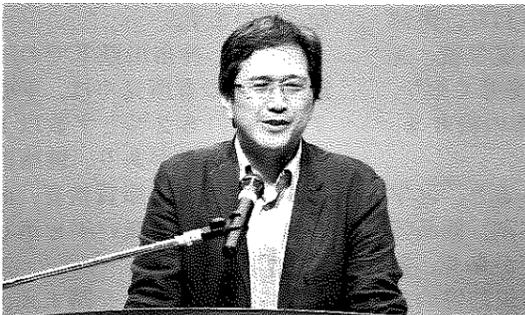
第二部では特別講演「メンタルヘルスについて ～セルフケアでこころと職場を元気に～」と題して、川崎幸クリニックの心理相談室長の稲富先生からご講演して頂きました。

当日はお忙しい中、横浜市内の学会で講演された後に駆けつけて頂きました。臨床心理士としての豊富なご経験をもとに、身近な同僚、家族がメンタルの問題を抱えた時にどのように対応するのが良いかというヒントを伺うことが出来ました。話の内容もさることながら、カウンセラーとして患者との対話内容をベースに最新のメンタルに係わるトピックス等も織り込まれ、1時間の講演はまた

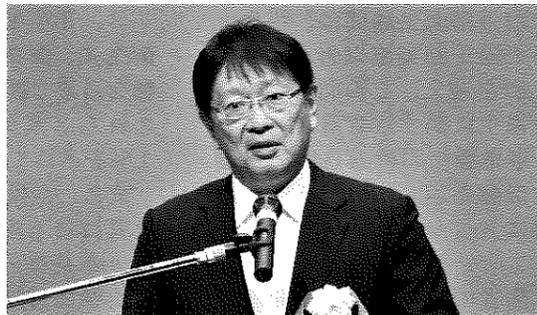


松島 署長

く間に終了し、ストレスを緩和するための簡単なアドバイスにより日頃のストレスも緩和され、大変に有意義な川崎南地区推進大会でした。以上



特別講演 稲富 先生



下村 支部長

1 神奈川県最低賃金が時間額930円に改定されました

神奈川県最低賃金が時間額930円に改定され、平成28年10月1日から発効しています。

この最低賃金は、常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、神奈川県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

- ① 最低賃金の対象となる賃金
最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。
- ② 最低賃金額以上かどうかを確認する方法
最低賃金額以上となっているかどうかは、賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金(時間額)と比較します。

最低賃金制度とは?

働くすべての人に、賃金の最低額(最低賃金額)を保障する制度です。

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者が対象となる制度です。なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

最低賃金額以上となっているかのチェック方法は?

チェックしたい賃金を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較します。

- (1) 時間給の場合
時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- (2) 日給の場合
日給 \div 1日の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額(時間額)
- (3) 月給の場合
月給 \div 1か月の平均所定労働時間(時間額に換算) \geq 最低賃金額(時間額)
- (4) 上記(1)、(2)、(3)が組み合わさっている場合
例えば、基本給が日給で、各手当(職務手当など)が月給の場合は、
① 基本給(日給) \rightarrow (2)の計算で時間額を出す
② 各手当(月給) \rightarrow (3)の計算で時間額を出す
③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額(時間額)

～川崎南労働基準監督署からのお知らせ～

中小規模事業場の事業主の方へ

メンタルヘルス対策促進員が事業場に訪問します。

～厚生労働省・産業保健活動総合支援事業～

メンタルヘルス対策支援のご案内

神奈川県産業保健総合支援センターでは、職場におけるメンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援に至るまでの相談などに、専門の相談員が対応し、皆様方が抱える問題点の解決をお手伝いします。

また、事業場からの支援要請を受けて「メンタルヘルス対策促進員」が皆様の職場を訪問し、メンタルヘルス対策を無料で導入や実施について支援します。

たとえばこんな内容について

- ◆ 心の健康づくり計画はどのようにすればよいのか。
- ◆ 社内のメンタルヘルスに関する相談体制はどのようにすればよいのか。
- ◆ ストレスチェック制度をどのような手順で実施したらよいのか。
- ◆ 管理職向けの教育・研修はどのように行ったらよいのか。
- ◆ 若年労働者(20歳代)向けの教育・研修はどのように行ったらよいのか。
- ◆ 職場復帰支援プログラムはどのようにすればよいのか。

<管理監督者教育>

中小規模事業場のメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者に対してメンタルヘルス教育のデモンストレーションを実施します。

<若年労働者教育>

就労して間もない若年層の自殺防止対策のため、中小規模事業場の若年労働者(新入社員や20歳代の若手職員)に対して、セルフケアを促進するための教育研修を実施します。

職場環境チェックを受けてみませんか?

産業医が選任されている事業場では、安全衛生上の問題点などを見つけ、改善していくことを目的として、産業医が月に1回、職場の作業環境を実際に見る「職場巡視」が実施されています。

従業員数50人未満の事業場では産業医の選任義務がありませんが、職場の作業環境管理、作業管理をチェックすることで、従業員が活き活きと働くことが期待できます。

地域産業保健センターでは、産業医の選任義務のない事業場に対して、医師、保健師、労働衛生工学の専門家が事業場を訪問して職場環境チェックを無料で実施しています。専門家によるアドバイスを受けて、安全・健康な職場づくりに取り組んでみませんか?



部会紹介

ご安全に! 安全部会です。



「危険予知 トレーナー養成講習会」のリーダー・推進役となって労働災害防止策を現場で実践できる知識と技術の習得を基に実施しています。

ご安全に! 安全部会です。

安全部会は、6事業所・6名の幹事で管内事業所並びに会員各社の労働災害防止と安全衛生水準の向上のため講習会開催を通して部会活動を推進しております。具体的な講習会は、「危険予知(KY) トレーナー養成講習会」(年2回)、「安全配慮義務講習会」または「リスクアセスメント(RA)研修会」(年1回)であります。事業所における労働災害防止の水準を維持・向上することは、労働者自らが危険を感じとる能力(危険予知能力)を有し、且つその回避行動を迅速に行うことができるかに大きなウェイトがあります。いわゆる、「現場力」です。当部会の役割は、この「現場力」を養うことと捉え、監督署並びに協会支部指導の下、部会先輩諸氏からその意志を引き継ぎ実施してきています。会員各社の働く仲間から労働災害発生を撲滅し、労働者の高い安全衛生意識の醸成と継続的な安全衛生活動の仕組みづくりに役立つ活動を今後も目指してまいります。

今回は、安全部会が主催する2つの講習会について以下説明致します。

「危険予知(KY) トレーナー養成講習会」

参加者全員が講習会の主役になり、自職場において危険予知活動

出来るだけ多くの方々に参加頂けるよう年2回(6~8月)の開催としております。今年6月14日と8月26日に開催し、6月14日は37社67名、8月26日は27社56名の事業所から参加がありました。製造業、運送業、化学工業、小売業、サービス業、研究開発部門など様々な業種の事業所のほか、危険予知(KY)の初心者から再勉強のために参加される方などが同じグループとなり、危険予知の事例研究に真剣に取り組む活発なグループ討議・実技演習等を行う内容です。様々な属性を有した参加者が最終的に一つの「グループ行動目標」まで短時間で決定するというハードな講習会となっております。

なお、講習会終了後のアンケートの結果から、現場では短時間で「行動目標」を決定するため講習会での事例研究(演習)や危険ポイントの考え方が大いに役立つことや『修了証』の発行は「KY トレーナー」の証となり職場での指導がし易いなど受講者からご意見を頂いております。

「安全配慮義務講習会」

「安全配慮義務講習会」については、例年2月頃開催しております。安全配慮義務に関しては、会社・事業主、管理者の安全管理上の責任はさらに重くなってきています。

会社・事業主には、労働者や従業員が安全・健康に働くことができるように配慮する義務があり、この義務を「安全配慮義務」といい、会社に対して、労働者や従業員に危険な環境での労働、劣悪な環境での労働、慢性的な長時間労働(過重労働)などの労働条件を課すことを抑制するために、裁判所が下した判例の下で長い間運用されてきました。法律上は平成20年3月から施行された「労働契約法」により、従業員の安全への配慮が初めて法律上に次の通り明記されました。

労働契約法 第5条

(労働者の安全への配慮)

「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をするものとする。」

なお、厚生労働省の通達により、上記の条文の「生命、身体等の安全」には、心の健康(精神的な健康)も含まれることとされている。

この講習会は、社会保険労務士や弁護士など専門家の先生による講義形式で行い、様々な事例を盛り込み分かり易い解説を基本に実施しております。会員諸氏の皆さんに安全配慮義務の判例を通してその解釈や重要性を学び、職場における安全管理の一助になる講習会です。

(終わりに)

今年は昨年比で災害発生件数が増加傾向になっております。川崎南支部管内からこれ以上の災害を絶対に出さないと言う「強い気概」を持って、安全部会一同総力をあけて労働災害防止活動に邁進して参ります。皆様のご支援とご協力を引き続きよろしくお願い致します。

ご安全に!

(安全部会)

平成28年度下期 川崎南支部主要行事

月	日	行事予定	月	日	行事予定
10月	4~5日	第一種衛生管理者養成講習会	1月	19~20日	安全管理者選任時研修
	14日	粉じん作業特別教育		24日	新春安全祈願祭
	18日	非定常作業災害防止研修会		24日	経営者安全衛生セミナー
	19~21日	全国産業安全衛生大会(仙台市)		24日	意見交換会
11月	2日	有機溶剤従事者安全衛生教育	2月	2日	監督署届出手続講習会
	15日	神奈川労務安全衛生大会(横浜市)		8日	健康保持増進研修会
12月	6~7日	職長教育	24日	リスクアセスメント講習会	
			3月	2~3日	職教育長

従業員の健康づくりはなぜ重要?

今こそ目指せ
ホワイト企業!

働き盛りの従業員が病気で休んだら

心筋梗塞や脳梗塞などの重大な病気になると、休業期間は大変長くなります。事業所としては大きなダメージ。予防や早期発見に取り組みしましょう。

職場は一日のうち、長い時間を過ごす場所

健康に関する情報はあふれていますが、興味を持たないとなかなか注目しないもの。会社が積極的に情報発信をおこない、従業員の皆さんが健康に少しでも興味をもつように仕掛けてみましょう。



会社としてできることは? → 担当を決めてから...

まずは健康診断!

年に1回の定期健診は会社の義務です。全員が受けられるように日程や回数に配慮を行い、受けていない人には声をかけを!

受けたら結果を生かしましょう

健診で有所見となった人への対応を医師等に相談したり、要再検査の人へは再検査を促しましょう。

会社ぐるみで健康づくりを行いましょう

生活習慣病の講座を行う、血圧計を会社に置く、ポスターを貼るなど工夫してみましょう。

支援機関

各区役所保健福祉センターや地域産業保健センターなど、川崎市内にも企業の健康づくりを支援している機関があります。

詳しくは、川崎市 地域職域で検索を!

お問い合わせ先: 川崎市健康福祉局健康増進課 044-200-2411 (地域・職域連携推進担当)

川崎南地域産業保健センターからのお知らせ

50人未満事業場の皆さんへ保健サービスを無料で提供しております

◆ 提供する保健サービス ◆

- 1 定期健康診断実施後の就業区分判定を受けたいけど(意見聴取)・・・安衛法第66条の4
- 2 長時間労働該当者の面接指導の実施したいけど・・・安衛法第66条の8,9
- 3 定期健康診断結果の保健指導を受けたいけど・・・安衛法第66条の7
- 4 心が少し疲れているので相談したいけど(メンタルヘルス)
- 5 現在診療しているが仕事との両立について相談したい
- 6 高ストレスを抱えているので相談したい・・・安衛法第66条の10

◆ 開催方法 ◆

下記の定期窓口をご利用いただくか、事業場に医師を派遣します。

電話 044-200-0668
FAX 044-742-6275

就業区分判定(意見聴取)、健康相談 (上記1,3,5項対象) 窓口開催時間(基本) 13時30分~15時			長時間労働 メンタルヘルス (上記2,4,項対象)		
平成28年	10月6日(木)	13日(木)	20日(木)	10月27日(木)	15:00~16:30
	11月10日(木)	24日(木)	(木)	11月17日(木)	14:00~15:30
	12月8日(木)	22日(木)	(木)	12月15日(木)	14:00~15:30
平成29年	1月12日(木)	19日(木)	(木)	1月26日(木)	15:00~16:30
	2月2日(木)	9日(木)	23日(木)	2月16日(木)	14:00~15:30
	3月9日(木)	23日(木)	(木)	3月16日(木)	14:00~15:30

保健指導

意見聴取の結果、産業医が保健指導を勧奨した者健康について生活習慣の改善などを希望する個人・団体などへ保健師が相談に当たります

第75回

全国産業安全衛生大会

平成28年10月19日～10月21日

大会テーマ
築こう未来へ 安全と健康でつなぐ
復興の架け橋

大会テーマ



2016 in 仙台

みんなと共に
がんばろう!
東北

写真提供：仙台観光国際協会

写真提供：仙台市



東北六魂祭



SENDAI 光のページェント

新設 防災・危機管理分科会を新設

第75回

全国産業安全衛生大会

開催期間 平成28年10月19日(水)→10月21日(金)

会場

総合集会 10月19日
仙台市体育館

分科会 10月20日、21日
仙台国際センター他 仙台市内各会場
●ISO45001、化学物質のリスクアセスメント、ストレスチェック制度の最新情報等

参加費 12,900円(税込)

スペシャルトーク (総合集会)



伊償・歌手
宮城県社田郡
女川町出身
中村 雅俊氏



フリーキャスター
福島県
喜多市出身
唐橋 ユミ氏

同時開催 入場無料

緑十字展2016 in 仙台

～働く人の安心づくりフェア～

開催日 10月19日(水)→21日(金)
会場 みやぎ産業交流センター (夢メッセみやぎ)

- ◆安全衛生保護具体験場
- ◆震災対策に係る特別展示
- ◆安全衛生セミナー
- ◆グルメ・物産コーナー

特別企画